

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第69号	
事故等名	モーターボートエー—8転覆	
発生年月日時刻	平成20年12月7日07時55分ごろ	
発生場所	滋賀県琵琶湖東岸沖(守山市赤野井漁港西方約1.5kmの地点付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月15日 神戸・地方事故調査官が、船舶管理者から口述聴取、12月28日船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	モーターボート エー—8 長さ5.46m	
船舶番号	253-23137	
船舶所有者等	個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 二級小型船舶操縦士(湖川限定)	
負傷者	なし	
損傷	船外機濡損	
事故等の経過	本船は、船長が同乗者2人とともに縦列に乗船し、琵琶湖東岸の滋賀県赤野井漁港を発して対岸の雄琴沖に向かうため、約10km/hの速力で西行中、烏丸半島北方に至って南方からの一時的な強い風浪を左舷側から受けるようになり、船内に徐々に浸水し始め、その後左舷側から突然高起した波を避けるため乗員全員が右舷側に一斉に動いたとき、平成20年12月7日07時55分ごろ、大傾斜して右舷側に転覆した。 船長及び同乗者2人は、いずれも救命胴衣を着用していて、転覆した船体にしがみついていたところ、付近航行中のモーターボートに救助された。 当時、天候は南南東の風、風力2で、地形遮蔽のない水域において風浪を受けたものである。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、航行中に左舷側から強い風浪を受けるようになったものと考えられる。 また、突然高起した波を避けるため乗員全員が右舷側に一斉に動いたため、大傾斜し同船の復原力を超えて転覆した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が琵琶湖西岸に向けて西進中、左舷側から強い風浪を受けるようになって船内に徐々に浸水していたところ、突然高起した波を避けるために乗員全員が右舷側に一斉に動いたため、大傾斜し復原力を超えたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	